

意見書(証明書)
(施設長) 殿

園児名 _____

下記疾患の症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

_____ 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

印

かかりつけ医様へ 幼稚園・保育園等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書のご記入をお願い致します。

保護者様へ 下記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、本書を施設に提出してください。

○医師が記入した意見書が必要な感染症

[参考] 保育所における感染症ガイドライン (2023年改訂版)

該当に ✓	感染症名	感染しやすい期間 (一は、感染しやすい期間を明確にできない)	登園のめやす
	麻疹 (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
	風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
	水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮 (かさぶた) 形成まで	全ての発しんが痂皮 (かさぶた) 化していること
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱 (プール熱) (アデノウイルス)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
	流行性角結膜炎 (アデノウイルス)	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
	急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
	その他の感染症 ()		

空欄はその他の感染症等で意見書が必要な場合に記入して下さい。